

台湾税務および投資法令アップデート

2017年5月

所得税法

完全週休二日制(一例一休)に伴う従業員の残業代に関する課税規定

労働基準法および所得税法によると、従業員が休息日(法定外休日)、例假(法定休日)および休暇(祝祭日を含む)出勤により支給される残業代は、一定条件を満たせば、給与所得に算入する必要がなく、課税が免除されます。残業代は次の2種類に分類されます。

1. 毎月の残業時間に「含まれない」出勤時間である場合、所得税が免除されます。
2. 毎月の残業時間に「含むべき」出勤時間の場合、合計時間数が法律上の残業許容時間数46時間以内は所得税の納付が免除されますが、労働基準法上許容される上限である46時間を超えた場合、その部分は従業員の給与所得として計算され課税されます。

今回の改正労働基準法第36条に「休息日」が増設されましたが、雇用者が労働者を「休息日」に労働させた時間については、原則として8時間を超過しているかどうかを問わず、毎月の残業時間と全て合算しなければなりません。ただし、天災、政変または突発的な事件によって出勤が必要となった場合の勤務時間は合算する必要はありません。

財政部台北国税局のニュースレターによれば、完全週休二日制が施行された後、従業員が休息日(法定外休日)、例假(法定休日)および休暇(祝祭日を含む)に出勤する場合、その勤務時間を毎月の残業時間として加算するか否かについて判断するときは、「休日の類別」および「勤務時間が8時間以内かどうか」に基づき判断する必要があると説明されています。

類別	国定假日(祝祭日)および有給休暇(§37、§38)	例假(法定休日)(§36)		休息日(§36)	
		天災、政変または突発的な事件	左記事件以外の場合	天災、政変または突発的な事件	左記事件以外の場合
8時間以内	加算しない (免税)	加算しない (免税)	加算しない (免税)	加算しない (免税)	加算する(注2) (C)
8時間を超過した部分	加算する (A)	加算しない (免税)	加算する (B)	加算しない (免税)	加算する(注2) (D)

注1：支給される残業代が労働基準法および関連規定に適合すれば免税規定を適用することができる。

注2：4時間以内は4時間として計算、4時間から8時間以内は8時間として計算、8時間から12時間以内は12時間として計算される。

注3：[A+B+C+D+通常の出勤日の残業時間数]-46=E。Eがゼロを上回る場合、Eは課税所得となり、ゼロ以下の場合には所得税が免除される。

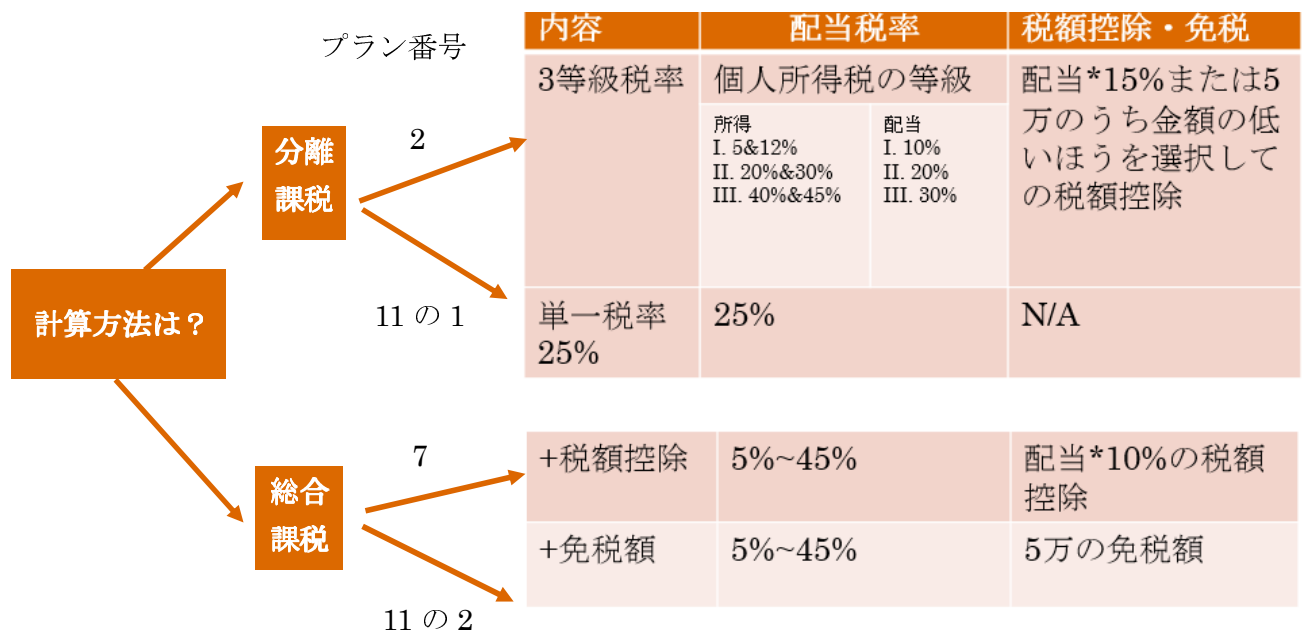
例をあげて説明すると以下ようになります。

従業員Aさんの2017年3月の通常出勤日における残業時間数は合計20時間、例假(法定休日)と休日(法定外休日)においても残業時間が12時間を超えた日がそれぞれ1日あったとします。そのため、Aさんの3月における残業時間は合計36時間【20+例假(12-8)+休日12】であり、上限の46時間以内であるため、当該36時間の残業時間については、給与所得に含まれず、課税はされません。

配当所得税制改革で策定が想定される内容について

新たな配当所得課税制度を確立するため、財政部税務署は中華財政学会に委託して「わが国の配当所得課税および両税合一制度に関する検討」について研究が行なわれ、当該学会による期末報告書が5月2日に財政部税務署ホームページの「友善租税」コーナーで発表されました。現在は各界から意見を聴取しており、5月末または6月初めに財政部の策定した改革案が提出される予定です。

財政部のニューズレターによれば、当該報告書では両税合一制度による税額控除の廃止が提言されていますが、列挙された各種の個人居住者株主の配当所得への課税案について、財政部は特にそのうちの3種類(2、7および11)について、立法院財政委員会の各委員から意見と提案を聴取しています。



対応措置を講じるため、今回の税制改革には以下のような政策が盛り込まれる可能性があります。

1. 両税合一制度による税額控除が廃止される(即ち、株主控除可能税額記録簿の記録と使用が中止される)
2. 未処分利益への課税は維持される。
3. 法人税率を1~2%調整する。
4. 個人所得税率を適度に引き下げ調整する。
5. 基礎控除額および給与所得の特別控除額を引き上げ、税制改革のメリットを中低所得者と給与所得者が享受できるようにする。

PwC 台湾の見解：

各課税案の計算方法はそれぞれ異なります。以下のように例をあげて説明します。

仮にAさんに配当所得がNT\$180万、配当以外のその他の所得がNT\$300万あり、合計NT\$480万を全て課税所得として計算し累進税率40%を適用するとします。

- プラン7が採用された場合、2種類の所得を合算して計算するため、NT\$480万について上記40%の累進税率を適用して税額を算出し、NT\$18万を税額控除できます($180 \times 10\% = 18$)。
- プラン11の1が採用された場合、2種類の所得を分けて計算するため、NT\$300万は累進税率30%が適用されるが、NT\$180万の配当所得は25%の単一税率を適用し、最後に併せて申告し納税します。

現在、財政部は最終案について検討、協議しており、その他の対応措置もまだ詳細が公表されていないため、今後の展開について注意深く見守る必要があります。

PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
桃原隼一	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23415	junichi.tobaru@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
www.pwc.com/tw			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.